

## 池田町国民健康保険税条例の一部を改正

池田町国民健康保険が被保険者の高齢化や医療費の高度化により、医療給付費が増高いたしております。

平成22年度及び23年度の1人当たりの医療給付費は前年度対比で5%から6%の伸び率を示しており、国民健康保険税の1人当たりの負担額は前年度を下回り、その措置として、国民健康保険基金を取り崩しながら国保財政を運営してまいりました。

このようなことから平成19年度から6年間据え置きしてまいりましたが、財政上非常に厳しいということで、今回池田町国民健康保険税条例の一部を改正するものであり、町民の皆さまの御理解をよろしくお願いします。

### 平成23年度国民健康保険事業の概況（近隣市町との比較）

保険者名	平均被保険者数 (人)	1人当たり調定額 (円)	1人当たり療養 諸費 費用額(円)	現年度収納率 (%)
池田町	6,315	92,719	298,128	96.96
大垣市	42,609	111,230	313,736	90.60
海津市	11,855	89,853	314,535	94.40
養老町	9,018	87,029	322,509	90.68
垂井町	7,395	97,123	327,993	95.01
関ヶ原町	2,371	85,142	366,112	95.30
神戸町	5,947	93,021	297,638	95.29
輪之内町	2,528	110,843	253,011	91.79
安八町	4,225	96,976	305,396	94.71
揖斐川町	6,916	88,008	311,146	94.79
大野町	6,404	94,459	305,862	93.52
岐南町	7,291	105,101	264,316	90.27
笠松町	6,538	106,665	316,728	91.57



平成25年4月1日から役場は  
午後5時15分に閉庁となります

### 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の施行に伴う池田町固定資産税の特例に関する条例可決

(目的)

第1条 この条例は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「法」という。）に基づき、企業立地及び事業高度化を促進し、産業集積の形成及び活性化を図るため、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第1項の規程による固定資産税の課税の免除について、必要な事項を定めることを目的とする。

この条例は各種の条件が整えば、新たに固定資産税を課することとなった年度以降3年度分に限り、固定資産税の課税をしないことができることとなった。